



県章

# 滋賀県公報

令和7年(2025年)  
1月28日  
号外(2)  
火曜日

毎週火・金曜 2回発行

## 目次

### ○ 人事委員会公告

令和7年度滋賀県職員採用試験(大学卒業程度)一先行実施枠一公告..... 1

## 人事委員会公告

### 令和7年度滋賀県職員採用試験(大学卒業程度)一先行実施枠一公告

令和7年度滋賀県職員採用試験(大学卒業程度)一先行実施枠一を次のとおり行います。この試験は、滋賀県職員として、一般事務または技術的業務に従事する者の採用試験です。

なお、詳細については、当人事委員会事務局にお問い合わせください。

令和7年1月28日

滋賀県人事委員会委員長 尾賀康裕

#### 1 試験区分、採用予定人員、勤務予定先および職務内容

試験区分	採用予定人員	勤務予定先	職務内容
行政	25人程度	知事部局の本庁各課、各行政委員会事務局または地方機関もしくは県立学校等	一般行政事務
総合土木	10人程度	知事部局の本庁各課または土木事務所、農業農村振興事務所などの地方機関等	道路・河川・港湾・都市計画・農業農村整備等の事業に関する企画・設計・施工管理等の業務および関連する行政事務

備考1 採用予定人員は、欠員の状況等により変更になる場合があります。

2 採用後の配置転換等による勤務先および職務内容の変更の範囲は上記と同様ですが、行政委員会や他団体へ出向・派遣となる場合は出向・派遣先の定める場所および業務です。

#### 2 受験資格

(1) 行政の区分 次のいずれかに該当する者

ア 平成7年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた者

イ 平成16年4月2日以降に生まれた者で、次に掲げるもの

(7) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学(短期大学を除く。以下「大学」という。)を卒業した者または令和8年3月31日までに大学を卒業する見込みの者

(イ) 滋賀県人事委員会が(7)に掲げる者と同等の資格があると認める者

(2) 総合土木の区分 次のいずれかに該当する者

ア 平成7年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた者

イ 平成16年4月2日以降に生まれた者で、次に掲げるもの

(7) 大学もしくは学校教育法に基づく高等専門学校を卒業した者または令和8年3月31日までにいずれかを卒業する見込みの者

(イ) 滋賀県人事委員会が(7)に掲げる者と同等の資格があると認める者

(3) 次のいずれかに該当する者は、受験できません。

ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者

イ 滋賀県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張す

る政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

### 3 第1次試験

#### (1) 行政の区分

##### ア 試験日

(ア) 能力検査および性格検査(SPI3) 令和7年4月3日(木)から4月16日(水)までのうち、受験者が選択する1日

(イ) 口述試験 令和7年5月10日(土)または5月11日(日)のうち、人事委員会が指定する1日

##### イ 場所

(ア) 能力検査および性格検査(SPI3) 全国のテストセンターのうち、受験者が選択する会場

(イ) 口述試験 滋賀県庁(大津市京町四丁目1番1号)

##### ウ 方法 能力検査、口述試験および性格検査を、次の方法により行います(300点満点)。

(ア) 能力検査(配点100点) 多様な業務に共通して求められる汎用的な知的能力について能力検査を行います。

(イ) 口述試験(配点200点) 能力検査の得点が一定の点数に達している者に対して、人物について、個別面接による試験を行います。なお、この口述試験の対象者の発表予定日は令和7年4月23日(水)で、滋賀県職員採用ポータルサイト(<https://www.pref.shiga.lg.jp/kensei/jinji/saiyou/>。以下同じ。)において受験番号で発表します(受験者への通知は行いません。)

(ウ) 性格検査(点数化はしません。) 公務員として必要な適性について検査を行います(第1次試験合格者のみ判定を行います。)。検査は能力検査の受検前にインターネット上で受検いただきます。

##### エ 第1次試験合格者の発表 令和7年5月20日(火)に滋賀県職員採用ポータルサイトにおいて受験番号で発表します(受験者への通知は行いません。)

#### (2) 総合土木の区分

##### ア 試験日 令和7年4月6日(日)

##### イ 場所 滋賀県庁(大津市京町四丁目1番1号)

##### ウ 方法 能力検査、大学卒業程度の筆記試験(専門試験)および適性検査を、次の方法により行います(200点満点)。

(ア) 能力検査(配点100点) 択一式により、多様な業務に共通して求められる汎用的な知的能力について筆記試験を行います。

(イ) 専門試験(配点100点) 択一式により、専門的知識および能力について筆記試験を行います。択一式は35問出題、全問必須解答とします。出題分野は、別表のとおりです。

(ウ) 適性検査(点数化はしません。) 公務員として必要な適性について検査を行います(第1次試験合格者のみ判定を行います。)

##### エ 第1次試験合格者の発表 令和7年4月23日(水)に滋賀県職員採用ポータルサイトにおいて受験番号で発表します(受験者への通知は行いません。)

### 4 第2次試験

#### (1) 行政の区分

##### ア 日時および場所

(ア) 論文試験 第1次試験口述試験日と同日に同会場で実施します。

(イ) 口述試験 第1次試験合格者に対して令和7年5月24日(土)または5月25日(日)のうち、人事委員会が指定する1日に滋賀県庁で行う予定です。詳しい日時、場所等は、第1次試験合格者の発表の際に、滋賀県職員採用ポータルサイトでお知らせします(受験者への通知は行いません。)

##### イ 方法 論文試験および口述試験を、次の方法により行います(400点満点)。

(ア) 論文試験(配点100点) 識見、思考力、表現力等について試験を行います。第1次試験口述試験日に実施し、第1次試験合格者のみ採点を行います。

(イ) 口述試験(配点300点) 人物について、個別面接および集団討論による試験を行います。

なお、最終合格者の決定は、第1次試験および第2次試験の合計得点により行います(700点満点)。

#### (2) 総合土木の区分

##### ア 日時および場所

(ア) 論文試験 第1次試験日と同日に同会場で実施します。

(イ) 口述試験 第1次試験合格者に対して令和7年4月26日(土)または4月27日(日)のうち、人事委員会が指定する1日に滋賀県庁で行う予定です。詳しい日時、場所等は、第1次試験合格者の発表の際に、滋賀県職

員採用ポータルサイトでお知らせします(受験者への通知は行いません。)

イ 方法 論文試験および口述試験を、次の方法により行います(500点満点)。

(7) 論文試験(配点100点) 識見、思考力、表現力等について試験を行います。第1次試験日に実施し、第1次試験合格者のみ採点を行います。

(イ) 口述試験(配点400点) 人物について、個別面接および集団討論による試験を行います。

なお、最終合格者の決定は、第1次試験および第2次試験の合計得点により行います(700点満点)。

5 最終合格者の発表

(1) 行政の区分 令和7年6月3日(火)に滋賀県職員採用ポータルサイトにおいて受験番号で発表するほか、第2次試験の受験者全員に通知します。

(2) 総合土木の区分 令和7年5月16日(金)に滋賀県職員採用ポータルサイトにおいて受験番号で発表するほか、第2次試験の受験者全員に通知します。

6 採用および給与

(1) 任命権者は、採用候補者名簿に記載された者の中から、面接等を行って採用者を決定します(最終合格しても採用されない場合があります。なお、滋賀県では、過去10年間、最終合格者は辞退者を除き全員採用されています。)。この名簿の有効期間は、原則として名簿確定の日から1年間です。採用日は、令和8年4月1日を基本としつつ、合格者に令和7年度中の就労可能時期も併せて確認し、欠員等の状況を踏まえ決定します。なお、合格者の希望日に採用されるとは限りません。

(2) 給料は、月額242,519円(地域手当を含みます。)で、そのほかに扶養手当、通勤手当、期末・勤勉手当等が支給されます。また、経歴その他に応じて、上記の額に一定の額が加算されます。なお、この額は、令和7年4月1日時点のものです。

(3) 2(1)イ(7)または2(2)イ(7)を要件として受験した者が、所定の時期までにそれぞれに定める学校を卒業できなかったときは、採用される資格を失います。

(4) 日本国籍を有しない者は、「公権力の行使または公の意思の形成への参画に携わる公務員のうち、職務の内容または権限と統治作用との関わり方の程度が強い公務員には日本国籍が必要であり、それ以外の公務員となるためには必ずしも日本国籍を必要としない」という基本原則を踏まえた任用が行われます。また、採用時に当該職務に従事可能な在留資格がない場合には、採用されません。

7 受験手続および受付期間

(1) 受験の申込み

ア インターネットにより申し込んでください。滋賀県職員採用ポータルサイトから「しがネット受付」に接続し、申込画面上の注意事項に従って申し込んでください。

イ 身体に障害があり、第1次口述試験または論文試験時に受験時の配慮(車椅子の使用や拡大文字による受験等)を必要とする場合は、必ず申込みの際に滋賀県人事委員会事務局までその旨を連絡してください。

なお、申込受付期間中に連絡がない場合は対応できません。

(2) 受付期間 令和7年3月3日(月)午前9時から令和7年3月27日(木)午後5時までです。ただし、システムの管理運営上の都合により変更する場合があります。また、通信回線の障害等のトラブルについては、一切責任を負いかねますので、余裕を持って申し込んでください。

(3) 受験票の交付

ア 行政の区分 申込みを受理した場合は、受験票を「しがネット受付」上にアップロードしますので、受験票をダウンロードし、スマートフォン、パソコンなどに保存してください。受験票は、試験の可否が決定するまで手元で保管してください。

イ 総合土木の区分 申込みを受理した場合は、受験票を「しがネット受付」上にアップロードしますので、受験票をダウンロード・印刷の上、最近6か月以内に撮影した写真を貼って、第1次試験当日持参してください。

8 試験結果の開示 この試験の結果については、口頭により開示を請求することができます。

電話等による請求では開示できませんので、開示を請求する場合は、受験者本人が本人であることを証明する書類(学生証、運転免許証、旅券等)を持参の上、次表の開示受付期間中の午前9時から午後5時までの間に、人事委員会事務局までお越しください。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日は、受付を行いません。

なお、各試験種目には、それぞれ合格基準があり、一つでも基準に達しない場合は、不合格となります。したがって得点が上位であっても不合格となる場合があります。

試験	開示請求できる者	開示内容	開示受付期間	開示場所
第1次	第1次試験受験者	第1次試験の合計得点および順位	第1次試験合格者発	滋賀県人事委員会事

試験	(行政)		表の日から1か月間	務局(大津市京町四丁目1番1号 県庁東館6階)
	第1次試験受験者 (総合土木)	第1次試験の合計得点および順位 ならびに専門試験の得点		
第2次 試験	第2次試験受験者	第1次試験の合計得点と第2次試験の合計得点とを合算して得た総合得点および総合得点による順位	第2次試験合格者発表の日から1か月間	滋賀県人事委員会事務局(大津市京町四丁目1番1号 県庁東館6階)

## 9 その他

- (1) 本試験の最終合格者は、6月の滋賀県職員採用試験(大学卒業程度)を受験できません。
- (2) 自然災害等の影響により、試験の日時、場所等を変更する可能性がありますので、滋賀県職員採用ポータルサイトで最新の情報を確認するようにしてください。

## 別表

出 題 分 野
数学・物理、応用力学、水理学、土質工学、測量、材料・施工、土木計画(都市計画を含む。)、農業水利・土地改良、農業土木構造物